

か
に
はな
いほう
飼つてもいいけど、逃がしたり放したりしたら違法！

アメリカザリガニ

特定外来生物

アメリカザリガニは、絶滅危惧種を含むさまざまな水生生物を食べたり、水草を切斷したりすることで、在来の生態系に大きな影響を及ぼしています。これ以上、被害を拡大させないため、飼育した個体は決して野外に放さずに死ぬまで責任をもって飼うなど、注意が必要です。

劣悪な水環境でも定着し、増殖できる

幼体は小さくて地味な灰色

北二
東ホ
イ北
なや
北
北
の海
だ
北
の
に

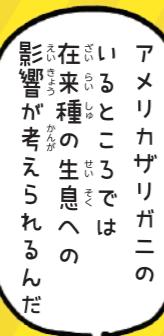
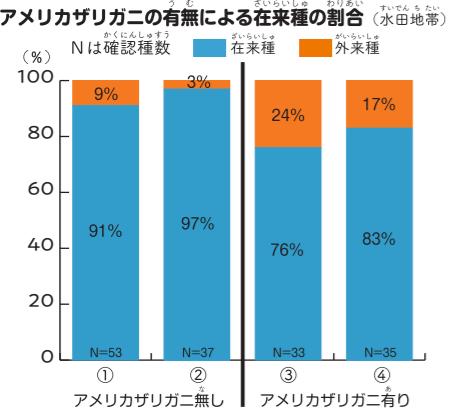
植物を切る、引き抜く、獲物をつかむ、巣穴を掘るなど、使い方いろいろ

原産地：アメリカ南東部～メキシコ北東部



在来種への影響

(「R6 栃木県外来種影響調査」から作成)



ウチダザリガニにも要注意！



ハサミの付け根の白い模様が目印
(トンボの幼虫)



『条件付特定外来生物』に指定されているので、以下のことに注意！

放出



販売・購入



逃げられる



逃げないように飼う

飼育で販売もアメザリの幼体は基が二ホンザリガニとがスゴく多いぞ



罰金反対する罰則になるよ



詳しくは、環境省HP

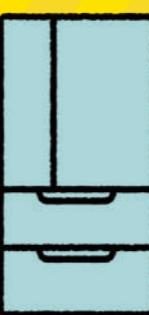


どうしても飼い続けられなくなったら？

1. 受け入れてくれる引き取り先を探す



2. どうしても引き取り手がない場合は、冷凍庫で1週間程度凍らせて安楽死



3. 自治体のゴミのルールにしたがって燃えるゴミ等で捨てる

